

## 製品安全データシート

### 1. 化学物質等及び会社情報

<b>製品名:</b>	<b>プライマーSS-2硬化剤</b>
<b>会社名:</b>	サンスター技研株式会社
<b>住所:</b>	山梨県南アルプス市宮沢181-1
<b>担当部門:</b>	品質保証部
<b>電話番号:</b>	055 - 284 - 3801
<b>推奨用途及び使用上の制限:</b>	建築シーリング材用プライマー硬化剤(溶剤型)

### 2. 危険有害性の要約

<b>GHS分類</b>		
<b>物理化学的危険性:</b>	引火性液体	区分2
<b>健康に対する有害性:</b>	急性毒性(経口)	区分5
	急性毒性(経皮)	区分外
	急性毒性(吸入:ガス)	分類対象外
	急性毒性(吸入:蒸気)	区分5
	急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)	区分外
	皮膚腐食性・刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2B
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	区分外
	生殖細胞変異原性	区分1
	発がん性	区分外
	生殖毒性	区分1
	特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)	区分1(中枢神経系、血液、腎臓、全身毒性) 区分3(気道刺激性、麻酔作用)
	特定標的臓器・全身毒性(反復暴露)	区分1(神経系、腎臓、肝臓) 区分2(呼吸器、血管、脾臓)
	吸引性呼吸器有害性	区分1
<b>環境に対する有害性:</b>	水生環境急性有害性	区分2
	水生環境慢性有害性	区分外

**ラベル要素**  
**絵表示又はシンボル:**



**注意喚起語:** 危険

**危険有害性情報:** 引火性の高い液体および蒸気  
飲み込むと有害のおそれ  
吸入すると有害のおそれ  
皮膚刺激  
眼刺激  
遺伝性疾患のおそれ  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
中枢神経系、血液、腎臓、全身毒性の障害  
呼吸器への刺激のおそれ  
眠気又はめまいのおそれ  
長期又は反復暴露による神経系、腎臓、肝臓の障害  
長期又は反復暴露による呼吸器、血管、脾臓の障害のおそれ  
飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ  
水生生物に毒性

**注意書き:** 【安全対策】  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
熱、火花、裸火、高温になるような着火源から遠ざけること。  
防塵型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。静電気放電や火花による引火を防止すること。  
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。  
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。  
【救急処置】  
火災の場合には適切な消火方法をとること。  
吸入した場合、空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。  
皮膚を流水、シャワーで洗うこと。  
皮膚(又は毛髪)に付着した場合、直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。  
ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。  
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。  
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。  
【保管】  
容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。  
【廃棄】  
内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。  
15.適用法令に記載

**国/地域情報:**

プライマー-SS-2硬化剤

作成日2008年11月14日

改訂日2009年10月01日

3. 組成、成分情報

物質

単一・混合物の区分：  
一般名： 混合物  
プライマー

危険有害成分：

	CAS番号	官報公示整理番号(化審法・安衛法)	含有量(%)	化学物質管理促進法(PRTR法)
トルエン	108-88-3	3-2	58	第1種指定化学物質 No.300
イソプロピルアルコール	67-63-0	2-207	5未満	対象外
ノルマルヘキサン	110-54-3	2-6	1未満	第1種指定化学物質 No.392 (含有量から対象外)
テトラエトキシシラン	78-10-4	2-2048	5%未満	対象外
エタノール	64-17-5	2-202	1未満	対象外
すず及びその化合物	22673-19-4		1未満	第一種指定化学物質 No.239 (含有量から対象外)

4. 応急措置

吸入した場合：

新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
気分が悪い時は医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合：

直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぎ取り去ること。  
水又は適温の流水で洗浄した後、石鹸を用いてよく洗い落とす。  
脱いだ衣類を再使用する前に洗濯し汚染除去すること。  
気分が悪い時は医師を呼ぶこと。

目に入った場合：

皮膚刺激があれば、医師の診断、手当てを求めること。  
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。洗浄を続けること。  
水で数分間注意深く洗うこと。

飲み込んだ場合：

目の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。  
気分が悪い時は医師を呼ぶこと。  
水で口の中をよくすすいだ後、大量の水で吐き出させ、直ちに医師の診断を受けること。  
ただし意識の無い場合には、口から何も与えてはいけない。  
また嘔吐が自然に起こった時は嘔吐物が気管に入らないよう身体を斜めにする。

5. 火災時の措置

消火剤：

小火災：粉末、二酸化炭素、泡  
大火災：粉末、二酸化炭素、泡

使ってはならない消火剤：

水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。

特有の危険有害性：

火災によって刺激性、毒性及び/又は腐食性のガスを発生する恐れがある。  
極めて燃え易い、熱、火花、火災で容易に発火する。  
加熱により容器が爆発する恐れがある。

特有の消火方法：

引火性の高い液体及び蒸気  
消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないように適切な処置を取る。  
大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。  
引火点が極めて低い、または消火の効果がない恐れがある場合は、容器または周囲に散水して冷却する。  
危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。

消火を行う者の保護：

消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。  
消火作業の際は、空気呼吸器を含め適切な化学用保護衣を着用する

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、  
保護具および緊急時措置：

作業者は適切な保護具(8.ばく露防止及び保護措置の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。  
漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。  
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。  
関係者以外の立入りを禁止する。  
漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。  
風上に留まる。

環境に対する注意事項：

低地から離れる。  
密閉された場所に入る前に換気する。  
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。  
河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

回収、中和：

少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。  
少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。  
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

封じ込め及び浄化方法と機材：

大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ない恐れがある。  
危険でなければ漏れを止める。  
漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。

二次災害の防止策：

蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。  
すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火災の禁止)。  
関係箇所に通報し応援を求める。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策:

保護手袋、衣類及び眼、顔面用の保護具を着用すること。  
 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 - 禁煙。  
 防爆型の電気、換気、照明機器を使用すること。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
 蒸気の発生源を密閉する設備または局所排気装置を設ける。  
 この物質を貯蔵しないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。  
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、または引きずるなどの取扱いをしてはならない。  
 静電気対策を行う。作業着、作業靴は導電性のものを用いる。  
 取扱い作業場の電気設備は、防爆構造とし、機器類は接地する。  
 蒸気の発生源を密閉する設備または局所排気装置を設ける。  
 接触、吸入または飲み込んではいならない。  
 取扱い後はよく手を洗うこと。  
 蒸気を吸入しないこと。  
 屋外または換気の良い区域でのみ使用すること。

局所排気・全体換気:  
 安全取扱い注意事項:

保管

技術的対策:

熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。 - 禁煙。  
 容器を密閉して換気の良いところで貯蔵すること。

保管条件:

冷所、換気の良い場所で貯蔵すること。  
 酸化剤から離して保管する。  
 容器は直射日光や火気を避けること。  
 指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵してはならない。  
 施錠して貯蔵すること。

容器包装材料:

消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度、許容濃度(暴露限界値、生物学的暴露指標):

成分名	トルエン	イソプロピルアルコール	ノルマルヘキサン	テトラエトキシシラン	エタノール	すず及びその化合物
管理濃度	50ppm	200ppm	40ppm			
許容濃度:産衛学会(2005年版)	50ppm	400ppm	40ppm	10ppm		
ACGIH(2005年版)TLV-TWA	50ppm	200ppm	50ppm	10ppm	1000ppm	2mg/m <sup>3</sup>

設備対策:

防爆型の電気、換気、照明機器を使用すること。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
 蒸気の発生源を密閉する設備または局所排気装置を設ける。  
 この物質を貯蔵しないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

保護具

呼吸器の保護具:

適切な呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具:

保護手袋を着用すること。

眼の保護具:

眼の保護具を着用すること。

皮膚及び身体の保護具:

保護手袋および眼、顔面用の保護具を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観(物理的状態、形状、色など):

淡黄色透明液体

臭い:

溶剤臭

pH:

該当せず

融点/凝固点:

データなし

沸点、初留点と沸騰範囲:

初留点>35

引火点:

-8

燃焼又は爆発範囲の下限、上限:

データなし

蒸気圧:

データなし

蒸気密度:

データなし

比重(密度):

約0.9

溶解度:

有機溶剤に可溶。

n-オクタノール/水分係数:

データなし

自然発火温度:

データなし

分解温度:

データなし

10. 安定性及び反応性

安定性:

常温では安定

反応性:

水等と反応する。

避けるべき条件:

水

混触危険物質:

データなし

危険有害な分解生成物

(一酸化炭素、二酸化炭素、水以外):

窒素化合物。

11. 有害性情報

急性毒性:

	経口	経皮	吸入(ガス)	吸入(蒸気)	吸入(ミスト)
トルエン	区分5 (4800mg/kg)	区分外	分類対象外	区分4 (4800ppm)	分類できない
イソプロピルアルコール	区分5 (3437mg/kg)	区分5 (4059mg/kg)	分類対象外	区分外	分類できない
ノルマルヘキサン	区分外	分類できない	分類対象外	区分外	分類できない
テトラエトキシシラン	区分外	区分外	分類対象外	分類できない	分類できない
エタノール	区分外	分類できない	分類対象外	区分外	区分外
すず及びその化合物	分類できない	分類できない	分類できない	分類できない	分類できない

プライマー-SS-2硬化剤

作成日2008年11月14日

改訂日2009年10月01日

**皮膚腐食性・刺激性:**

トルエン、ノルマルヘキサン、テトラエトキシシランの含有量から区分2に分類される。

皮膚刺激

**眼に対する重篤な損傷・眼刺激性:**

トルエン、イソプロピルアルコール、ノルマルヘキサン、テトラエトキシシラン、エタノールの含有量から区分2Bに分類される。

眼刺激

**生殖細胞変異原性:**

エタノールの含有量から区分1に分類される。

遺伝性疾患のおそれ

**生殖毒性:**

トルエン、エタノールの含有量から区分1に分類される。

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

**特定標的臓器・全身毒性 - 単回暴露:**

区分1(中枢神経系、血液、腎臓、全身毒性) 区分3(気道刺激性、麻酔作用)

中枢神経系、血液、腎臓、全身毒性の障害

呼吸器への刺激のおそれ

眠気又はめまいのおそれ

**特定標的臓器・全身毒性 - 反復暴露:**

区分1(神経系、腎臓、肝臓) 区分2(呼吸器、血管、脾臓)

長期又は反復暴露による神経系、腎臓、肝臓の障害

長期又は反復暴露による呼吸器、血管、脾臓の障害のおそれ

**吸引性呼吸器有害性:**

トルエン、ノルマルヘキサンの含有量から区分1に分類される。

飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ

**12. 環境影響情報****水生環境急性有害性:**

トルエン、ノルマルヘキサンの含有量から区分2に分類される。

水生生物に毒性

**水生環境慢性有害性:**

区分外

**13. 廃棄上の注意****残余廃棄物:**

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。

**汚染容器及び包装:**

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

**14. 輸送上の注意****国際規制:**

国連分類: クラス3 (中引火点引火性液体)

国連番号: 1133 (接着剤)

容器等級:

緊急時応急指針番号: 128

仕向け地の法律に従う。

**国内規制:**

陸上輸送: 消防法に定められている輸送方法に従う。

海上輸送: 船舶安全法に定められている輸送方法に従う。

航空輸送: 航空法に定められている輸送方法に従う。

**輸送の特定の安全対策及び条件:**

危険物は当該危険物が転落し、または危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒しもしくは破損しないように積載すること。

危険物または危険物を収納した容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬すること。

危険物の運搬中危険物が著しく漏れる等災害が発生する恐れがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、

もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

重量物を上積みしない。

**15. 適用法令****労働安全衛生法:**

危険物(引火性の物)、第2種有機溶剤等

名称を通知すべき物質 トルエン、イソプロピルアルコール、ノルマルヘキサン、テトラエトキシシラン、エタノール、すず及びその化合物

**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(通称 PRTR法):**

第1種指定化学物質(No.300) トルエン

**消防法:**

第4類 第1石油類

**16. その他の情報**

ホルムアルデヒド基準:(日本シーリング材工業会)ホルムアルデヒド汚染対策のための自主管理規定

プライマーSS-2 :JSIA-004021F

**参考文献**

- 1) 化学物質の危険・有害性便覧(中央災害防止協会)
- 2) 有機溶剤作業主任者テキスト(中央災害防止協会)
- 3) 許容濃度等の勧告(2005年、日本産業衛生学会)
- 4) ACGIH(2005年、日本作業環境測定学会)

この製品安全データシートに記載の内容は、最善の調査に基づき現時点で入手できた情報により作成しておりますが、物理化学的性質、危険有害性等に関していかなる保証をするものではありません。本製品は、この製品安全データシートをご参照の上、使用者の責任において適正に取り扱ってください。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたもので、特殊な取扱いの場合には用途、用法に適した安全対策を実施のうえご利用下さい。尚、法改正や新しい知見、製品の改良等に伴い、予告なく製品安全データシートを改訂する場合があります。